平成 31 年度 予算概算要求・機構定員要求の概要

目 次

• I	予算概算要求の概要	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	-
• II	機構定員要求の概要		•		•								•	_

平成30年8月個人情報保護委員会

Ⅰ 予算概算要求の概要

<平成31年度予算概算要求額総括表>

(単位:百万円)

	30 年度 予算額	31 年度 概算要求額	比較 増減額
個人情報保護委員会 合計	3, 462	3, 786	324
1. 国際協力の更なる推進	164	203	40
2. 個人情報保護の推進と「3年ご と見直し」に向けた検討	128	115	△12
3. 安心・安全なマイナンバー制度の確保	1, 279	1, 377	98
4. 幅広い層にわかりやすく発信す る広報・啓発	91	97	6
5. 企業や消費者・生活者の期待に 応える相談窓口の強化	43	55	12
6. 委員会の体制整備	1, 758	1, 939	181

注) 四捨五入の関係で計数は必ずしも一致しない。

区分	平成 30 年度 予 算 額	平成 31 年度 要求·要望額	比 較 増 ム 減 額	増△減率
個人情報保護委員会 関 係 予 算	34.6億円	37.9億円	3.2億円	9. 4%

要求・要望額には「新しい日本のための優先課題推進枠」4.4億円を含む

1. 国際協力の更なる推進

2.0 億円(0.4 億円増)

◇ 経済・社会活動のグローバル化及び情報通信技術の進展に伴い、個人情報を含む大量のデータの越境流通が増大している中、これを取り巻く世界各国の個人情報保護制度は、文化・社会の多様さを背景に国・地域により差異があり、執行当局間の連携がより一層重要になってきている。

このような状況を受け、①米国、本年秋に相互認証が実現する予定のEU及びEUを離脱する英国等の執行当局との間の更なる連携強化、②APECの多国間取決めであるCBPR(Cross Border Privacy Rules)システムの推進、③グローバルに流通する個人情報の保護に関する国際的な議論においてリーダーシップを発揮する。

さらに、情報通信技術の発展や、企業のグローバル展開を踏まえ、我が国 企業の活動を支援するための各種制度の周知、広報等を行う。

- 国際的な個人情報移転の増加等を踏まえた諸外国執行機関との連携の強化
- 国際会議への積極的派遣と発言拡大(コミッショナー会議、APEC、APPA、 OECD 等)及び国際会議の誘致・開催 等

2. 個人情報保護の推進と「3年ごと見直し」に向けた検討

1.2億円(△0.1億円)

◇ 個人情報の適正な取扱いを推進するため、海外事業者を含む個人情報取扱 事業者等に対する監視監督活動を効率的かつ効果的に行うほか、認定個人情 報保護団体制度の活性化を図る。

また、個人情報保護に関する国際的動向、情報通信技術の発展、個人情報 を活用した新産業の創出・発展の状況等を勘案し、個人情報保護法の施行状 況について検討を加える(いわゆる「法施行後3年ごと見直し検討」)。

- 情報漏えい事案受付システム等を活用した個人データ漏えい等事案への迅速か つ的確な対応
- 民間事業者における個人情報の取扱いに係る実態調査の実施と効果的な監視監督活動の展開

- 〇 諸外国との執行協力体制の構築
- 〇 民間事業者に対する安全管理措置等に関する啓発 ~指導者の育成等~
- 〇 シンポジウム等を通じた認定個人情報保護団体の活性化と認定個人情報保護団体制度の周知広報
- 個人情報保護法の「3年ごと見直し」に向けた調査研究

等

等

3. 安心・安全なマイナンバー制度の確保 13.8 億円 (1.0 億円増)

- ◇ マイナンバー・特定個人情報の適正な取扱いの徹底のため、定期検査や定期報告等を通じ行政機関や地方公共団体に対する監視監督を的確に行うとともに、マイナンバー監視監督システムを用いた情報連携(行政機関と地方公共団体との情報提供ネットワークシステムを用いた特定個人情報の情報連携)の監視など、効率的かつ効果的な監視監督を行う。また、地方公共団体における安全管理の一層の向上に向けた支援を広く展開するなど、国民から信頼されるマイナンバー制度の確立に向けた取組を行う。
 - 行政機関への定期検査等の効果的な実施と地方公共団体に対する検査項目を 絞った立入検査(「レビュー検査」)の展開
 - AI を活用したマイナンバー監視監督システムの高度化
 - 「特定個人情報安全管理措置セミナー」(3 か年計画)の実施
 - 〇 「インシデント訓練」の実施による行政機関等の安全管理措置の徹底 等

4. 幅広い層にわかりやすく発信する広報・啓発 1.0 億円(0.1 億円増)

- ◇ 個人情報保護制度、マイナンバー制度の理解の促進に向け、個人情報を取り扱う民間事業者を対象に、これまでの相談や監視監督の蓄積を踏まえた注意喚起・制度周知を行うほか、広く国民を対象に、消費者・生活者、こども、学生等の対象ごとに戦略的広報を展開し、タイムリーでわかりやすい広報・啓発に積極的に取り組む。
 - 個人情報取扱事業者に向けた「個人情報保護 ヒヤリハット」等の周知徹底
 - 消費者・生活者、こども、学生等に向けた戦略的広報啓発の展開
 - 海外における個人情報の取扱いに関する注意情報等の周知

5. 企業や消費者・生活者の期待に応える相談窓口の強化 0.5 億円(0.1 億円増)

◇ 広く事業者や国民の皆様から寄せられる相談や問合せに対して、国民生活センターや消費生活センター等とも連携しつつ、よりきめ細やかかつより効果的に対応するため、相談及びあっせん受付機能の拡充に取り組む。

- AI 相談システムの構築・導入 (AI による回答候補自動表示等)
- 24 時間質問対応が可能な「チャットボット」の導入検討
- 相談及びあっせん受付機能の高度化(通話音声自動テキスト化システムの導入)

等

等

6. 委員会の体制整備

19.4 億円(1.8 億円増)

- ◇ 個人情報保護委員会の所掌事務を効率的かつ効果的に行い、与えられた任務を的確に遂行できるよう、情報通信技術の進展やグローバル化に的確に対応した人材育成を加速させるとともに、委員会事務局体制について所要の整備を図る。
 - 〇 サイバーセキュリティ人材の育成強化
 - 海外データ保護機関への職員派遣等によるグローバル人材の養成

|| 機構定員要求の概要

◇ 経済・社会活動のグローバル化等を踏まえた国際協力等の対応を強化する とともに、個人情報の取扱いに係る監視・監督の実効性を更に高める等、所 要の体制整備を実施。

1.機構要求

国際交渉官(専門スタッフ職)、公文書監理官、参事官2名、企画官2名を要求。

2. 定員要求

12 名の新規増員要求の他、各府省からの振替(12 名)により必要な体制整備を実施。

(30 年度末定員 119 名 → 31 年度末定員 147 名)